

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十一年三月二十六日

広島県福山地域事務所長 篠原卓志

事業主体	神石高原町	神石高原町	神石高原町	神石高原町
地区名	飯山	門田原	笹尾	五反田
事業名	区画整理事業	農用地造成事業	農用地造成事業	ため池等整備事業
完了年月日	平成一八年五月二六日	平成八年七月二三日	平成八年三月一五日	平成一五年一月一日